

## 第5章 おわりに

この答申を具体の都市づくりの場で活かしていくために取り組むべき課題と、今後の都市づくりが進むべき施策展開の方向性について述べる。

### 1 答申の実現に向けて

この答申では、初めに述べたとおり、現在の都市を取り巻く状況に対応した、今後の都市づくりの仕組みや枠組みについて、主に、県の都市計画の立場に立った方策を示した。

ここで示した都市づくりの方策を実現していくには、早急にこれを踏まえた県の制度運用方針を作成し、それに基づいて、都市づくりの様々な具体局面において、国・県・市町村、また他の関係者が協働し、的確に実行していく必要がある。

なお、社会情勢の変化が急速である現在、都市計画、そして都市づくりには、今後も、その変化に機敏かつ的確に対応することが必要とされている。この答申は、あくまでも現時点における状況を踏まえた方向を示した、新たな都市づくりを実現していくための第一歩であり、今後、さらにたゆまぬ充実と改善が必要である。

特に、今後の都市づくりの中心的な担い手である市町村の能力強化・育成は極めて重要であるが、一朝一夕に達成できるものではないことから、県は、これを支援する様々な施策を積極的に実施し、県と市町村が一体となって、より実効性のある都市計画制度運用の実現に向けた着実な取り組みを継続推進していく必要がある。

### 2 今後の展開について

#### (1) 透明で計画的な都市づくりの一層の進化

この答申で示した推進方策は、法令基準のような固定的なものではなく、情勢変化を受け、又はそれを先取りしながら、時代変化等を見極めたきめ細かな修正や充実を必要とする流動的なものである。

しかしながら、この答申に基づく制度運用が定着した後は、それを次の時代に引き継ぐ本県の礎石とするため、都市計画・都市づくりの基本事項としての条例化も検討していく必要があると考える。

特に、基盤整備事業に関しては、公共事業への信頼が低下し、その回復が急務となっている現在の環境において、具体方策の中でも述べた都市計画手法の活用だけでなく、その計画的推進を確実なものとするプログラムづくりや、それに基づく予算配分等も極めて重要な課題である。

この答申では、現在の法制度上可能な範囲に止めたものの、これを端緒として、都市計画を積極的に活用しながら、より明確で透明な、土地利用と基盤整備に係る総合計画をつくり上げていく方向への発展が必要である。

なお、この答申では触れていないが、都市づくりを実現する財源の確保も重要な問題であり、本県各都市でまだ導入が十分とは言えない貴重な都市づくり財源である都市計画税についても一層の活用が必要である。

## (2) 住民の都市づくりへの理解の一層の促進

都市は、住民の生活・活動の場であるだけでなく、長期間にわたって機能を維持することによって、歴史的・文化的な財産ともなっていくものである。

このため、都市づくりは、その時代時代におけるニーズに的確に対応することも必要であるが、極めて長期的な展望も重視した上で推進する必要がある。都市ユーザーである県民に対する適切な情報提供や、施策の選択にあたって長期性・総合性が十分に理解されるような周知・啓発活動が極めて重要である。

このような住民への理解を深めるにあたり、住民のニーズが極めて多様化している近年の状況の中では、現在、あるいは将来における課題の発掘と解決策を地域で共有しながら合意形成を図っていく取り組みが必要となる。

このためには、選択し得る政策とそれがもたらす結果を、できる限り具体的に提示することが重要であり、県は、市町村とともに明確な都市の将来像を描き、行政サービスを受受する県民に提示し、その理解を得る努力を一層行っていく必要がある。

## (3) 新時代の都市ビジョンの構築と都市総合政策の確立

この答申では、分権型都市づくりにおいて、まず、市町村による自由で主体的な計画づくりを基本とすべきであると考えたため、都市が目指す具体的な将来の姿を示すことは行っていない。

しかし、この答申により、地域の個性やアイデンティティ確立に向けた一応の枠組みの整理がされた今後は、各地域において、どのような都市をつくろうとするのか具体的なビジョンを議論する段階に入っていくべきであり、県としても、今後、より先導的なビジョンを提示することにより、市町村の都市づくりを支援する新たな視点の導入に積極的に取り組んでいく必要がある。

「ニュータウン」における過疎・高齢化やヒートアイランド化などを初めとした首都圏等で見られている都市問題の波及、高度情報化や高齢化の急進展などは、新たな都市の姿に大きな影響を与えようとしている。また、被爆県である本県では、世界への平和発信に向けた国際的視点での都市づくりも求められている。さらに、市町村合併の次の段階として、都道府県合併や道州制の議論も始まっており、都道府県の枠すら超える極めて広域的な見地での都市の在り方の検討も必要とされている。

これらの多様な課題に対応していくには、都市計画や基盤整備といった狭義の都市づくり、即ち、この答申で取り扱ったような範囲ではもはや対応できず、それを超えて、住宅政策や環境政策、交通政策、産業政策などを包含する、新時代における明確な「都市ビジョン」の構築と、その実現に向けた総合的で一体的な取り組みの強力な推進による、「都市総合政策」の確立が必要とされている。

また、この都市総合政策を、単なる総花的なものに止めず、実行力あるものとするには、関係する専門部局が日常的に前衛・先進的な専門検討を行い、数多くの政策の「芽」を育んでいく必要があるが、このような領域は、各地域の課題への対応に終始することになりがちである市町村では対応し難い部分でもある。

このため、県は、今後、市町村を補完し、支援する、これらに積極的に取り組むとともに、政策の「芽」を有機的に組み合わせた現実性のある政策提言を行うという、先導的な役割を果たしていくべきであり、このことを強く期待してこの答申の結びとする。